

- 遊休農地化していた採草放牧地を市(旧町)が取得し、先進農業の拠点として30haの大規模農業団地を整備。
- 市は、新規就農者や認定農業者、農外企業など経営マインドを持った者に農地を貸し付け、園芸産地確立。
- 観光農園も併設され、農業集落道等の生活環境整備とも相まって、県内外から人が集まる交流型農業へと発展。

取組前

遊休農地の発生

- 採草牧草地在 遊休農地化 (遊休資産)



- 市場評価の高い有機野菜や果実の生産が、健康ブームなどの追い風を受け、需要に追いつかない
- 山間地域で優良農地が限られており、新規就農希望者が農地を確保することが困難

取組内容

市(旧町)による農地の取得

浜田市(旧金城町)が、採草放牧地を購入

ほ場整備と農地の貸付け

市の単独事業 (H17~18)
 ・造成農地 3ha(3区画)を貸し付け
 中山間地域総合整備事業 (H20~22)
 ・造成農地 10ha(15区画)を貸し付け



低コスト耐候性ハウス等の整備

産地生産拡大プロジェクト支援事業 (H21)



取組後

若い農業経営者を中心とした園芸産地の確立

(責) グリーンフロンティア浜田

【営農規模】 4.5ha (露地)、ハウス68棟
 【経営形態】 有機野菜の会のメンバー2者と新規就農者1名の3経営体が有限責任事業組合を設立し、共同事業化
 【作目】 有機野菜：ほうれんそう、こまつな、みずな等
 ぶどう：ピオーネ、シャインマスカット等 (ハウス栽培) 等

【有機農業の推進】 → Tip

- 収益性の高い葉物野菜を組み合わせた周年ハウス栽培(1.2ha)により 1.3億円の売上げ (→ 経常利益3~5%) も実現

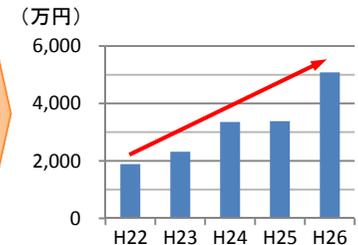
きんた農園ベリーネ

【営農規模】 1.1ha
 【経営形態】 新たに農業参入した2社が共同で観光農園を運営
 【作目】 いちご：50a (ハウス4棟)
 ピオーネ：64a (ハウス5棟)

【交流型農業の展開】



観光農園等の売上額の推移



【新規就農の促進】

- 参入企業が新規就農希望者を受入れ、農業の実践研修を実施

地区の特徴

山間地域

野菜・果樹

キーワード

高収益作物

6次産業化

集積・集約化

法人化

◆ 誰がどのように・・・?

地元の発案で市や県の関係部局で構成される利活用検討委員会を設置し、生産振興と観光交流をコンセプトとした遊休農地の活用を目指すこととしました。

◆ 農福連携にも取り組んでいます

福祉のまちづくりの一環として団地内に PFI刑務所の場外作業農園を整備し(H19~20、10ha)、地元の農業法人が、受刑者の社会復帰訓練として農作業の指導に当たっています。

きっかけ

大規模な畑地の要望(ピオーネの産地化、有機野菜の企業的農業経営)による遊休農地の解消



年間を通じた交流施設(ベリーネカフェ)

広がる交流、農観連携・・・



地元保育園児を招いたいちご摘み体験

Step 1 (H16)

農地の取得

- 市(旧金城町)が遊休農地を購入
- 新たな先進農業の拠点として大規模農業団地を整備することを市のプロジェクトとして計画

Step 2 (H17~18)

基盤整備の実施(一期)

- 市の単独事業により、4haのほ場整備を実施

Step 3 (H20~22)

基盤整備の実施(二期)

- 中山間地域総合整備事業により、16haのほ場整備を実施

産地生産拡大プロジェクト支援事業を活用し、ハウス等を整備

Step 4-1 (H18)

Step 4-2 (H22)

新規就農者や認定農業者、農外企業の参入

- 企業が撤退した場合の施設の後処理を考慮し、農地の売却ではなく貸付け方式に
- 入植者は、農地取得に係る初期投資を軽減することが可能

花き施設園芸

- ・ 地元出身の若者が大学卒業後、新規就農し入植
- ・ 県内西部の生産者と連携して市場向けの取引(シラヤシ)を開始

(有)KKN

- ・ 受注工事減に苦しむ地元建設会社2社と障害者雇用を考える福祉団体1社が有限会社を設立し、観光農園(7ドゥ)を運営

(同)あぐりこるWEST

- ・ (株)中電工が、地域社会への貢献を目指し農業参入
- ・ 既設観光農園を共同経営する形で子会社が営農(仔苺)を開始

(責)グリーンフロンティア浜田

- ・ 地域で有機農業等に取り組んでいた農業者が入植し生産拡大
- ・ 販促活動を通じ、全国に販路を拡大
- ・ 地元雇用等も推進

将来に向けて

- ☑ 本団地における取組を踏まえ、近隣でも農業団地を整備し、有機農業や果樹振興の拠点づくりを推進
- ☑ 大規模な農業団地を拠点に周辺農家との連携を図り、これまでの主食用米の生産に依存した中山間地農業から、有機野菜や果樹など収益性の高い農業への転換を推進

今後の展望

Step 6

新規就農の促進

- 市は、農業団地を新規就農者の育成や雇用創出の拠点として位置付け
- 市の単独事業により、参入企業が研修生の受け入れ先となり農業の実践研修を実施

Step 5 (H22~)

6次産業化の発展

- 観光農園「きんた農園ベリーネ」は、地元乳業会社等と連携し、加工品の開発、カフェでの提供や直販等を展開



ハウスで取り組む有機農業

- ① 健康な土をつくること
・・・ 土壌分析は欠かせません
- ② 輪作体系をつくること
・・・ 野菜の組合せは企業秘密です
- ③ 害虫の侵入を防ぐこと
・・・ 農薬を使わないので、万一、害虫が侵入してもクモが捕食してくれます



地域資源保全

美しい農村

再エネ等

水利施設整備

防災・減災力

Tip

- 中山間地域等直接支払制度の活用を契機とした話し合いを通じ、将来を見通した地域のマスタープランを作成。
- 基盤整備、法人設立、農地集積を一体的に進め、「一集落一農場」を実現し、高収益作物の生産を開始。
- 地域住民の誰もが農作業に参加できる仕組みを構築し、住民に収入の機会を提供。

取組前

小規模農家主体による営農
耕作放棄地の拡大

小規模農家

【営農規模】81ha（平均区画10a）
 【経営体数】54戸
 【作目】主食用米：15ha
 大豆：10ha
 そば：30ha
 飼料作物：25ha

- 担い手の高齢化等により、荒廃農地が拡大（4ha）

不整形なほ場
用排水路も未整備



取組内容

耕作放棄地の解消

中山間地域等直接支払交付金（H13～）



農道法面の草刈り



景観作物の作付

マスタープランの作成

- ① 集落営農組織設立
- ② ほ場整備
- ③ 法人化

区画整理、用排水路・農道の整備

経営体育成基盤整備事業（H20～24）



整備されたほ場

集落営農組織設立・法人化

機械・加工施設導入

集落営農法人化等緊急整備推進事業（H21）
 経営体育成交付金（H22）

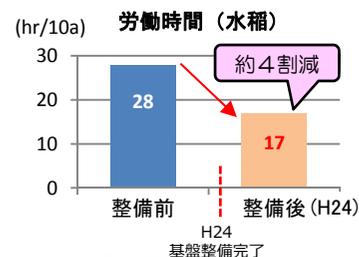
取組後

法人設立と農地集積による一集落一農場
米の生産性の向上と高収益作物の導入

農事組合法人

【営農規模】87ha（最大区画1.3ha）
 【経営体数】1法人（組合員53人）
 【作目】主食用米：3.4ha 飼料用米：38.9ha
 大豆：5.1ha そば：8.4ha 牧草：30.7ha
 にんにく：0.5ha 夏秋いちご：120坪
 【地域雇用】常時雇用：4名
 臨時雇用：延べ1,249人
 （組合員及びその家族1,156人、その他93人）

【生産性の向上】

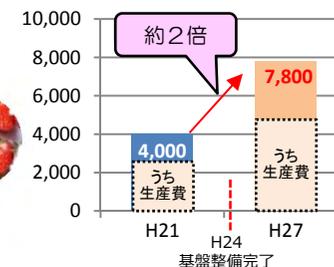


【高収益作物の導入】

- 生産性向上により創出した労力を活用し、にんにく、いちごといった高収益作物を新たに生産



売上（法人全体）



【農村協働力の向上】

- 集落全体で「結い」が再興し、伝統行事（祭り）が復活

◆ 誰がどのように・・・?

直接支払のとりまとめ役となった代表農家3人が県出先機関(農村整備・普及部門)や町の担当者の支援を得つつ終始リードしました。

◆ 見える化の活用

農業の実態や課題について経営データを整理し「見える化」することにより、効率的に話し合いを行いました。

☆ 基盤整備の不安をどう解消・・・?

法人化に向けた基盤づくりでしたが、個人経営と法人経営の場合の経常収支の試算を「数値」で示すことにより理解を得ました。

きっかけ

担い手農家の高齢化が進行し耕作放棄地の拡大が懸念

Step 1 (H13~)

中山間地域直接支払

- 耕作放棄地(4ha)を解消するため、共同活動により牧草や景観作物の作付を推進
- 若年層から高齢者まで世代を超えた「寄合」が定着

Step 2 (H13~17)

マスタープランの作成

- 代表農家を中心に、農業の実態や集落の将来について話し合いを実施
- 集落営農組織の設立、ほ場整備、法人化等による10~15年後の将来像を示したマスタープランを作成(H17)

Step 3 (H19)

集落営農組織の設立

- 町やJAの支援を得て、認定農業者を担い手の核として多様な担い手が活躍できる集落営農組織を設立
- 経理事務の体制を強化するため、専従職員を1名雇用

Step 4 (H20~24)

基盤整備の実施

- 小区画で不整形な未整備水田(50ha)を整備
- 将来の法人経営を踏まえ、換地の責任と権限は営農組織が担うことに
- 農地を集積・集約化し、「一集落一農場」を実現

収益力の向上に向けて・・・



にんにく植付け作業



にんにくほ場



にんにく出荷作業

経営体育成交付金等を活用し大型農業機械、加工設備を導入

年間作業スケジュールを一覧表にし、各種作業について組合員が従事可能な日を事前に登録する仕組みを導入しました。

組合員には従事した時間に応じて賃金を支払います。



Step 6 (H21)

高収益作物の導入

- にんにく、夏秋いちごを試験的に導入
- にんにく栽培では機械オペレータと5~6名の組合員、いちご栽培では組合員の家族(女性)2名をパートで雇用

Step 5 (H20~)

法人化

- 組合員への分配金(地代、農作業賃金)など法人経営のルールを明確化
- 剰余金は全て従事分量配当で組合員に還元
- 農の雇用事業を活用し、オペレータを確保

将来に向けて

- ☑ 当面は、地域内の基盤整備水準を均一にするため、ほ場整備を優先
- ☑ 6次産業化は、法人単体では経営リスクが大きいため、近隣集落を含む広域での取組として検討
- ☑ 河川流域の6法人で構成する農業・農村活性化協議会の体制を強化
- ☑ 地域サービスの充実に向けて検討

今後の展望

地域資源保全
美しい農村
再エネ等
水利施設整備
防災・減災力

- 中山間地域等直接支払制度の活用を契機とした話し合いを通じ、農外事業の実施も視野に入れつつ法人化。
- 周年雇用の確立に向けて、営農の多角化を図るとともに、高齢者の外出支援サービスなどに着手。
- 周辺営農組織との広域連携により、更なる営農の合理化に加え、地域内の耕畜連携や加工・産直事業等を推進。

取組前

高齢化による維持管理の支障
2組織による集落営農

A集落営農組織

【営農規模】 14.8ha
 【経営体数】 17戸
 【経営内容】
 直営：主食用米（14.8ha）
 受託：耕起（5.6ha）
 代かき（11.7ha）
 田植え（6.4ha）
 刈取り（14.3ha）
 乾燥調整（3553袋）

B集落営農組織

機械の共同利用のみ

- オペレーター不足等の理由から地域農業の将来に対する不安



取組内容

農地の維持管理

中山間地域等直接支払交付金(H12～)
 多面的機能支払交付金（H19～）



集落営農組織の合併・法人化

- ・ 町内にある2組織が合併し、農業経営体質の強化、地域サービス事業等の農外部門に取り組むため有限会社化



区画整理、暗渠排水、用排水路整備

中山間地域総合整備事業(H24～)



取組後

法人設立と農外部門の取組による経営の多角化

有限会社

【営農規模】 20.5ha
 【経営体数】 法人（組合員32人）
 【作目】 主食用米：15.5ha、加工用米：0.9ha、飼料用：4.1ha
 トマト：4a、トルコギキョウ：5a
 【農外事業】 羊毛加工、高齢者の外出支援サービス 等

【経営の多角化】

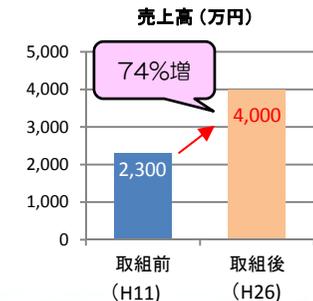
< 農業部門 >

- ・ 特別栽培米の宅配等販路の確立
- ・ トマトの養液樽栽培
- ・ JAから育苗の受託 等

< 農外部門 >

- ・ 放牧している羊の羊毛加工
- ・ 行政受託事業（高齢者向けの外出支援サービスなど）

収益力向上



【農業生産性の向上】

- 基盤整備により大型農業機械の導入が実現

【周年雇用の実現】

- Iターン者を含め、6名の周年雇用が実現

◆ 誰がどのように・・・？

集落営農組織の前身組織の会長ら有志3名が取組を始めました。

★ 合併反対への意見に対して・・・

一方の組織の財務状況に対する不安から、合併に反対する意見も出ましたが、「地域存続のため、農業の担い手と受け皿になろう」を合言葉に、更なる農地集積に向けて合併が実現しました。

きっかけ

高齢化に伴う水路等維持管理の支障や、機械のオペータ不足が顕在化し、将来の不安が高まる

Step 1 (H12~)

中山間地域直接支払

- 交付金を活用し、水路の泥上げや農道沿いの草刈り等の管理活動を共同で実施
- 集落全体での参加が促進され、地域の団結力が向上

Step 2 (H14)

集落営農組織の合併

- 機械の共同利用のみを行っていたB集落営農組織の運営が厳しくなったことから合併を検討
- 地域に貢献するため、2組織が地域サービス事業に取り組むことについて繰り返し協議

Step 3 (H15)

法人化

- 農事組合法人では農業以外の取組ができないことから、有限会社として法人化
- 営農部門を事業の核としつつ、市とも連携して農外部門の事業にも着手



育苗センターの管理作業

「地域のために、地域とともに」をモットーに・・・

事務所には、常に1~3名の職員が常駐し、いつでも相談できる体制が整っています！



過疎化が進む地域において住民の“安心感”を高める効果も

将来に向けて

- ☑ 離農農家の農地を受け入れつつ、後継者確保、水田の畑作利用による複合経営を実現
- ☑ 遊休ハウスを利用した葉物野菜の生産等により、安定した年間雇用の場を創出

今後の展望

Step 4-2 (H15~)

農外事業の展開

- 市からの受託事業として、高齢者向けの外出支援サービスや配食サービス等を開始
- 放牧した羊の毛を活用し、地域の女性グループがセーター等の加工・販売を開始



水田の畦草を食む羊

県単独事業により羊の放牧フェンスや羊毛加工設備を導入

羊の放牧と副産物の活用

Step 4-1 (H15~)

営農事業の展開

- 水稻の作業受託やトマトの養液栽培に加え、JAから育苗やライスセンターの運営を受託
- 草刈り労力を軽減するため、羊3頭の放牧を開始したところ(H17)、イノシシによる作物被害も軽減

Step 6 (H25)

近隣集落との広域連携

- オペレータの確保や機械の共同利用等、経営資源の集約化を図るため、町内8集落営農組織（有限会社含む）が連携し、株式会社を新たに設立
- 味噌加工や産直に取り組んできた町内NPO法人の事業を継承

Step 5 (H24~)

基盤整備の実施

- 水田の畑作利用や大型機械の導入、草刈り労力の更なる軽減を図るため、ほ場の整備や排水改良を実施

◆ 家畜の舌刈り能力を活用

傾斜地法面の草刈り労力の軽減を図るため、女性でも管理が容易な羊を放牧し、舌刈り能力を活用することにしました。

現在は50頭まで増加し、地域のシンボルになっています。

地域資源保全

美しい農村

再エネ等

水利施設整備

防災・減災力

- ほ場の大区画化と農地の集積・集約化、営農組織の設立による農作業の共同化を通じ、農業生産性を向上。
- 多面的機能支払交付金を活用して地域ぐるみで草刈りや水路の維持補修を行い、法人の効率的な営農を下支え。
- 地域で収穫された農産物を利用した6次産業化などに取り組み、法人経営を安定化。

地区の特徴

山間地域

水稲・野菜

キーワード

高収益作物

6次産業化

集積・集約化

法人化



生活環境の改善も図ります

集落排水施設の整備(H13~17)を行い、水路への家庭雑排水の流入防止するとともに生活環境の改善を図りました



加工部会の味噌づくり

◆ 誰がどのように・・・?

定年退職した元教師が、荒れた農地を整備しなければ地域の居住環境も悪くなってしまおうとの思いを強くし、各集落代表と立ち上がりました。

県単独事業を活用し話し合いの場の設立を支援

きっかけ
大干ばつ(平成6年)による水不足に見舞われた際、用水路整備の必要性を実感

Step 1 (H7~)
取組方針の決定

- 各集落の代表者と青壮年(30~40代)、女性、高齢者からなる話し合いの場を設立
- 基盤整備を行って集落営農に取り組み、機械を共同利用(個人所有の機械を処分)することを決定

Step 2 (H9~17)
基盤整備の実施

- 営農に関する意向調査を行い、集落営農のほか、専業等の目的別に農地を集約化するとともにほ場の大区画化を実施
- 麦、大豆、たまねぎ等の水稲以外の作物の作付けを開始

Step 3 (H10)
集落営農組織の設立

- 複数集落にまたがる営農組織を設立
- 集落営農組織は米等の生産を担い、専業農家は園芸や果樹に専念
- 加工部会は味噌や豆腐の製造・販売を実施

Step 4 (H15~)
法人化

- 対外的な信用を高め、経営の安定を図るため農事組合法人へと組織を強化し、販路の拡大等を推進
 - ・ 地元酒造会社との契約栽培(麦)
 - ・ 給食用食材の供給(たまねぎ等)

☆ 合意形成に向けて
「農地が取られる」、「機械の個人所有が認められない」など一部反対の声もありましたが、集落営農に関する具体的な方針や基本事項の決定に向けて延べ150回を超える話し合いを行い、理解を得ました。

◆ 将来を見据えた整備の工夫
将来、集落営農組織への農地集積が進むことを見据え、現時点では個人営農の継続を希望する小規模農家の農地も一体的に大区画化し、当面は仮の畦畔で区分できるよう整備しました。

多面的機能支払交付金を活用

将来に向けて

- ☑ 農地中間管理機構を活用した更なる農地の集積に加え、作物のブランド化による有利販売、景観と実益を兼ねた菜種やひまわりの搾取事業の展開を検討
- ☑ 山間部と平坦地での農作業時期のずれに着目し、将来的には市全域を視野に入れた広域的な取組の展開を検討
- ☑ 麦踏み大会等の都市農村交流に併せて加工品のPR等を行い、販売拡大を推進

今後の展望

Step 6 (H22~H23)
新たな技術の導入

- 畑作物の生産を拡大するため、地下水位制御システムを導入
- 裏作として麦・大豆の作付けを拡大し耕地利用率175%を実現

Step 5 (H19~)
地域共同活動

- 地域ぐるみで営農部門を下支えするため、自治会や子ども会、敬老会も加わった資源保全組合を設立
- 水路等の保安全管理やカパープランツの植栽により、草刈り労力を軽減



麦踏み大会

- 地元のNPO法人が主体となり、エネルギーの自給を目指したモデル的な取組を実施。
- 地域住民が出資して設立した協同組合が主体となり、新たな県単独事業を活用して小水力発電施設を整備。
- 売電収入を活用し、農業水利施設の維持管理費を軽減するとともに、若者にとって魅力ある環境づくりを推進。

地区の特徴

山間地域

水稲・野菜

キーワード

高収益作物

6次産業化

集積・集約化

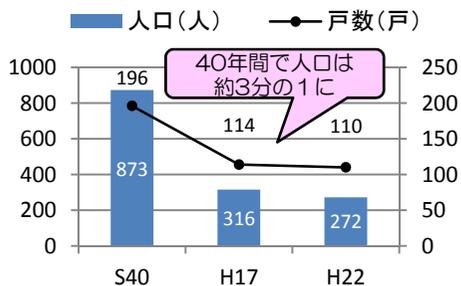
法人化

取組前

小水力発電の利用と廃止

- 大正末期、地域に小水力発電が導入され、昼は製材所、夜は各世帯に電力を供給
- 戦後、大手電力会社による安定的な電力供給が進み、小水力発電の取組は衰退（昭和30年頃）

人口減少による地域の活力低下



- 地域コミュニティ活動の継続や地域文化の継承が困難化



- ほ場や用排水路は整備されている
- 昼夜の寒暖差が大きい標高 700~800mの高地で取れる「とうもろこし」は甘みが強く、地域の特産品になっている

取組内容

NPO法人による農業用水の活用

- 地域の活性化に向け、地域の宝である農業用水を活用した小水力発電を実証・PR



近隣の事務所に電力を供給 →

小水力発電施設の整備 ①

地域用水環境整備事業 (H24~28)

県営事業で設置した発電施設 → (維持管理は地域に委託)



農業用水農業協同組合の設立

- 県が、売電収入の用途拡大等を可能とした新たな事業制度を創設
- 地域自ら発電施設を建設・運営するため、全世帯から出資金（一口1万円）を集め、新たに「農業用水農業協同組合」を設立

小水力発電施設の整備 ②

県単独事業 (H26~28)

- 協同組合が事業主体となって施設を整備

取組後

協同組合の設立と売電収入を活用した地域の活性化

農業用水農業協同組合

【組織規模】 地域住民ほぼ全戸（約100戸）

【農業用水を活用した小水力発電】

- 年間発電量：約 61.0万kWh（一般家庭 約130戸分）
- 売電収入：約 1,800万円/年 [計画]

【売電収入の用途】

- 事業負担金の返済や維持管理費を除いた年間約 200万円を活用し、新規就農者の技術研修や加工商品の販路拡大等、地域の活性化につなげることを検討中

【6次産業化、都市農村交流】

- 休止状態にあった農産物加工所に小水力発電による電力を供給し、地域特産品のとうもろこしを使った加工品等を生産・販売
→ 季節雇用を創出（4名×6ヶ月間）



地域の特産品を利用した加工品作り

- 小水力発電を活用した6次産業化の好事例として、全国からの視察やTV報道などが高まり、知名度が向上
→ 人口270人の集落に年間500人以上の見学者が来訪



くくりひめカフェ

- 来訪者の増加を受け、地元女性有志による地元食材を使ったカフェを開設

- 集落に魅力を感じ、子連れの若い移住者や新規就農者が増加
→ H20以降、13世帯32人の人口増加

◆ 誰がどのように・・・?

自治会長（元郵便局長）や地元でまちづくりを手掛けるNPO法人の代表、そして地域外のNPOに勤めていた若い移住者3名が取組を牽引しました。



☆ 「見える効果」で地域住民の意識も変化

当初は「自然エネルギーで地域を活性化する」ということが理解されず、趣味的な活動と受け取られることもありましたが、加工所が再開し、見学者も増加するようになると地域住民の意識も変化してきました。

きっかけ

地域外のNPOが豊かな農業用水に着目し、小水力発電に取り組むことを地元へ提案

Step 1 (H19~)

小水力発電の取組開始

- 地域活性化の起爆剤になればと地元NPOが連携し、自治会の協力を得て農業用水を活用した小水力発電の実証実験を実施
- 新型水車で発電した電力は、NPO事務所の照明や外灯に利用

Step 2 (H21~)

関係者の合意形成

- 農業用水の本格利用を検討する過程で、「用水の流量・除塵」、「電力の活用」につき関係者間で議論
- ・ 水管理者とNPOとの間で「農業用の使用を優先する」という覚え書きを締結
- ・ 施設管理の際は除塵に配慮
- ・ 電力供給先は公共性を重視

Step 3 (H23)

農産物加工所の再開

- 2つのNPOが、農産物加工所脇に手作り得上掛け水車(2.2kW)を設置
- 水車で発電した電力を休止していた農産物加工所に供給し、特産とうもろこし等の加工品を生産

Step 4 (H24~28)

県による発電施設の整備

- 東日本大震災後、再生可能エネルギーの関心が高まり、注目されるように
- 小水力発電の可能地を調査した県が、発電施設の設置を地域に提案
- 県が事業主体となり、小水力発電施設を整備
 - ・ 発電出力: 最大63kW
 - ・ 年間発電量: 約39万kWh (一般家庭 約81世帯分)

若い人たちが残りたくなるような魅力ある環境づくりに向けて・・・



◆ 行政任せではなく自分たちで

基本設計は県が行いましたが、将来の維持管理等を考慮し、実施設計や工事の発注手続きは全て地元で対応しました。

事業の地元負担分は、組合への出資金と銀行からの融資(組合理事が保証人)で賄いました

◆ 地域の意見が行政を動かす

地元は発電施設の操作を受託するという形では売電収入そのものを得ることができないため、「地域が守り育ててきた農業用水を地域のために使いたい!」という声(ニーズ)が高まり、それが Step 5 へと繋がりました。

Step 6 (H26~28)

地域による発電施設の整備

- 農業用水農業協同組合が主体となり、創設された県単独事業を活用して新たな小水力発電施設を整備
- ・ 発電出力: 最大125kW
- ・ 年間発電量: 約61万kWh (一般家庭 約130世帯分)

Step 5 (H26)

協同組合の設立

- 県は、売電収入の用途拡大や多様な事業主体による整備を可能とした単独事業制度を創設
- 地元は、自ら発電施設を整備・運営するため地域住民の出資を募り、農業用水農業協同組合を設立

将来に向けて

- ☑ 売電収入を活用し、農業者や新規就農者の技術研修、農産物加工機械の導入、加工商品の販路拡大を図るなど、農業・農村の所得向上に向けた取組を推進
- ☑ 地域の宝である農業用水を活用した発電を将来にわたって安定的に行うため、管理技術を習得し、施設の長寿命化を推進

今後の展望

- 農観連携に向けて、生産基盤の整備に加え、交流の拠点となる施設等を整備。
- 都会の子供たちに自然や農林業に触れる機会を提供するため「教育旅行協議会」を設立し、農家民泊等で受入れ。
- 受入数の増加に対応するため協議会を法人化。インバウンドも積極的に推進し、交流人口増加を実現。

地区の特徴

山間地域

水稲・果樹

キーワード

高収益作物

6次産業化

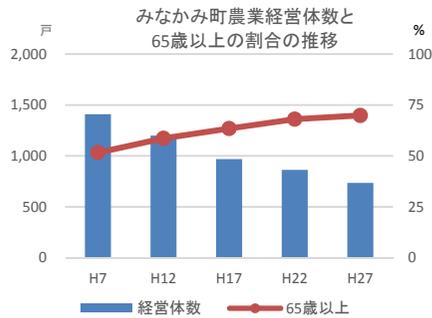
集積・集約化

法人化

取組前

高齢化、人口減少による
営農意欲減退

- 高齢化、人口減少により後継者が不足し、営農意欲が減退
- 経営耕地面積が少なく、農業所得が低迷



取組内容

農道、ほ場整備、施設整備

- 中山間地域総合整備事業 (H8~17)
- ・農道、ほ場整理
 - ・農村公園「フルーツパーク」
 - ・生態系保全施設「ほたるの小川」等



- 新山村振興等農林漁業特別対策事業 (H11~13)
- ・収穫体験施設 (桜桃ハウス12棟)

都市農村交流

- 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金 (H21~22)
- ・受入体制の整備 (教育旅行協議会設立、研修会、誘客活動)

インバウンド推進

- 地方創生先行型交付金 (H27)
- ・宿泊施設等の外国人観光客の受入環境整備

取組後

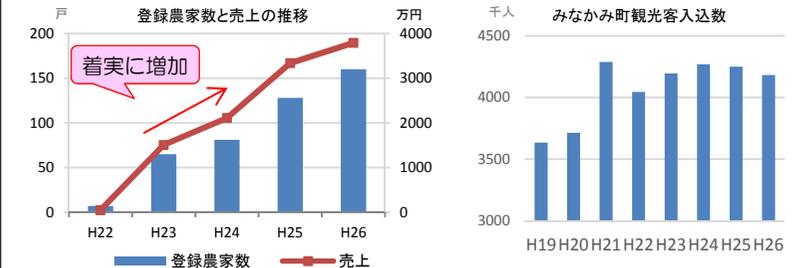
交流人口の増加

【農家民泊の推進】 Tip

- 160戸の受入農家の協力により、農家民泊等を実施し、5,477人 (うち海外旅行者1,344人) を受入れ (H26)

【農観連携の推進】

- アウトドアスポーツ事業者等と連携することにより、農業体験等の枠を超えたプログラムを提供



◆ 誰がどのように・・・?

農家、アウトドア事業者、宿泊業者等が主体となり、町、観光協会、商工会等と連携しながら取組を推進しました。

子ども農山漁村交流プロジェクト受入モデル地域に選定

☆ より良い農家民泊等の実施に向けて・・・

農業体験による収入があることに加え、子どもたちとの交流に魅力を感じた多くの農家が参画し、毎年、受入前と受入後の救急救命や食品衛生等の研修を通じて、受入時のヒヤリハットを共有しています。

きっかけ

高齢化、人口減少により、後継者が不足し、営農意欲も減退

Step 1 (H8~17)

基盤整備

○ 農業と観光を活用した地域づくりを推進するため、遊休桑園を活用した果樹生産団地や収穫体験施設等を整備

Step 2 (H21~)

教育旅行協議会の設立

○ 町や商工会、観光協会、農家等で構成する「教育旅行協議会」を設立
○ 教育旅行の相談、宿泊・体験の手配、精算まで全て、ワンストップ窓口として対応

Step 3 (H21~)

農観連携の推進

○ 農業体験や農家民泊に加え、農業の枠を超えた幅広い需要に対応するため、アウトドアスポーツ事業者等とも連携

Step 4 (H22~)

インバウンドの推進

○ 新たに宿泊施設等の事業者で構成する「インバウンド推進協議会」を立ち上げ
○ H23には、台湾から修学旅行生を受け入れ

Step 5 (H24~)

受入体制の強化

○ 町役場に新たに観光課国際観光グループを設置し、外国語パンフレットの作成、現地プロモーション等を実施
○ 交通利便性の向上に向けて、外国人観光客向けに「路線バス3日間フリー乗車券」を販売
○ 宿泊施設等の外国人受入環境整備のため、Wi-Fi環境の整備や多言語表示、外国語ホームページ製作等を実施
○ 教育旅行協議会を「(一社)みなかみ町体験旅行」として法人化し、旅行業の資格も取得

◆ なぜ教育旅行・・・?

都会の子どもたちに自然や農林業に触れる機会を提供し、みなかみ町が持つ本来の魅力を伝えるとともに、将来の家族旅行等の需要を創出するなど、町内観光の新たな軸となることを目指しています。

◆ 町在住の外国人も参画

協議会には、町の自然に魅せられ定住して事業を行う外国人も参画し、国内外の商談会等への参加や旅行会社やメディア等へのPRを行っています。

民宿と民泊の違い

Tip

○ 民宿

宿泊料を受けて、人を宿泊させること。旅館業法に基づき営業許可を受ける必要があります。

○ 民泊

宿泊料を受けず、人を宿泊させること。体験学習の料金は頂くことができます。(旅館業法に基づく営業許可は不要)

将来に向けて

- ☑ 農家民泊事業を複合経営の柱の1つに育成
- ☑ 都心から近い自然豊かな立地条件を活かした更なるインバウンドの推進
- ☑ 温泉等の観光資源との連携を強化し、誘客の促進や直売等による農産物の販路拡大を推進

今後の展望

地域資源保全

美しい農村

再エネ等

水利施設整備

防災・減災力

地方創生先行型交付金を活用